



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2023年2月

No.93

特集

【特集】働くときに必要な基礎知識～労働契約について～

仕事が決まり働き始めるには、まず「使用者」と「労働者」が労働契約を結び雇用関係になることから始まります。労働契約を結んだつもりはなくても、また、書面で約束などしていなくても、使用者の指揮命令を受けて働き、使用者から賃金を受け取ることとした場合には、労働者と使用者との間で労働契約を結んだこととなります。そこで、今号では働くときに基礎知識として知っておきたい『労働契約』についてご紹介します。

■「労働契約」を結ぶとき

使用者が労働者を採用するときは、賃金・労働時間その他の労働条件（労働基準法施行規則第5条第1項に定める事項）を書面などで明示しなければなりません（労働基準法第15条第1項）

さらに、特に重要な次の6項目については、口約束だけではなく、原則として書面を交付しなければいけません。例外的に、労働者本人が希望する場合には、FAX や電子メール等（出力して書面が作成できるものに限る）による明示も可能です。

《書面などで明示が必要な6項目》

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 期間の定めがある契約の更新についてのきまり
（更新があるかどうか、更新する場合の判断の仕方など）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 仕事の時間や休みはどうなっているのか
（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、就業時転換（交替制）勤務のローテーションなど）
- ⑤ 賃金はどのように支払われるのか
（賃金の決定、計算と支払の方法、締切りと支払の時期）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職に関すること…解雇の事由を含む）



※労働契約を結ぶときに、期間を定める場合と、期間を定めない場合があります。期間を定める場合については契約社員やパートタイム労働者に、期間を定めない場合については長期雇用を前提とする正社員に、それぞれ多く見られます。これ以外の労働契約の内容についても、労働者と会社はできる限り書面で確認する必要があると定められています（労働契約法第4条第2項）

※労働契約を結ぶことによって、会社は「労働契約で定めた給料を払う」という義務を負いますが、一方で労働者も、「会社の指示に従って誠実に働く」という義務を負うこととなります。

▶労働者とは…正社員・アルバイト・パートタイム—・嘱託職員・契約社員・派遣社員など雇われて指揮命令されて働く人

▶使用者とは…労働者を雇って指揮命令をする人

■「労働契約」の禁止事項

労働基準法では、労働者が不当に会社に拘束されることのないように、労働契約を結ぶときに、会社が契約に盛り込んではならない条件も定められています。

●労働者が労働契約に違反した場合に違約金を支払わせることや、その額をあらかじめ決めておくこと(労働基準法第16条)

例)「1年未満で会社を退職したときは、ペナルティとして罰金10万円」

例)「会社の備品を壊したら1万円」など

※あらかじめ賠償額を決めておくことを、禁止するものですので、労働者が故意や不注意で、現実には会社に損害を与えてしまった場合に損害賠償請求を免れるという訳ではありません。

●労働することを条件として労働者にお金を前貸しし、毎月の給料から一方的に天引きする形で返済させること(労働基準法第17条)

※会社からの借金のために、辞めたくてもやめられなくなるのを防止するため。

●労働者に強制的に会社にお金を積み立てさせること(労働基準法第18条)

※積み立ての理由は関係なく、社員旅行費など労働者の福祉のためでも、強制的に積み立てさせることは禁止されています。ただし、社内預金制度など、労働者の意思に基づき賃金の一部を会社に委託することについては、一定の要件のもとで許されています。

■安心して働くために

一定のルールを設けて労働者を保護するために労働法(労働基準法などの働くことに関する法律をひとまとめにしたもの)は定められています。労働法について知識を付けておくことが、皆さん自身の権利を守ることにつながります。

自分の労働条件をきちんと確認し理解して働くことはとても大切なことです。

◆参考資料◆

○厚生労働省ホームページ「労働契約(契約の締結、労働条件の変更、解雇等)に関する法令・ルール」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/index.html

○厚生労働省 学習コンテンツ「しっかり学ぼう!働くときの基礎知識-確かめよう労働条件」

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/study/>

○厚生労働省「知って役立つ労働法~働くときに必要な基礎知識~」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000941671.pdf>

◆ご相談窓口◆

○総合労働相談コーナー ※ご相談は無料です。

(解雇、賃金引き下げなどの労働条件の問題や、職場におけるパワハラなど労働に関するあらゆる分野)

[総合労働相談コーナー 長崎 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

※専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けします。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館中2階 長崎県人材活躍支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体: 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき